

名瀬港台風・津波等対策委員会会則

（名称及び所在地）

第1条 本委員会は、名瀬港台風・津波等対策委員会（以下「委員会」という。）と呼称し事務局を奄美海上保安部交通課に置く。

（目的）

第2条 委員会は、名瀬港に関係ある公共機関、団体及び企業体等（以下「関係機関等」という。）の連携を図り、名瀬港内において、台風、異常に発達した低気圧及び津波（以下「台風・津波等」という。）による災害を未然に防止することを目的とする。

（構成）

第3条 委員会は、名瀬港に関係ある別表の関係機関等をもって構成する。

（委員長）

第4条 委員長は名瀬港長とする。

（業務）

第5条 委員会は、次の業務を実施する。

- （1） 台風・津波等の情報収集
- （2） 在泊船及び入出港予定船舶の運航の状況の把握
- （3） 台風・津波等の安全対策に係る措置（以下「安全措置」とする。）要領の策定

（伝達要領等）

第6条 委員長は勧告の内容を別表の会員へ伝達し、会員は同伝達を受け傘下関係先へその内容を伝達し、安全措置を講ずるものとする。

2 伝達は、電子メールによるものとする。

ただし状況に応じ、その他可能な方法で行うものとする。

3 会員は、迅速に安全措置が取れるよう、傘下関係先へ事前に安全措置要領を周知しておくものとする。

(即応対応)

第7条 会員は、異常に発達した低気圧及び津波襲来に関する情報については、委員長からの情報伝達の有無に関わらず、気象庁の警報・注意報の発表を認知した時点で、安全措置を講ずるものとする。

(会議)

第8条 委員長は、毎年台風期に入る前、又は必要に応じ委員会を招集する。なお、委員長が必要と認める場合は、会員以外の者を会議に出席させることができる。

付則1 本会則は、昭和61年7月11日から施行する。

2 平成4年7月7日 一部改正

3 平成17年6月27日 一部改正

4 平成18年6月28日改正（奄美市発足による会員の担当課・係等の変更を含む。）

5 平成19年6月15日改正（奄美市発足による会員の名称変更及び奄美海上保安部担当課の変更等）

6 平成22年6月17日改正（港則法改正に伴う一部改正）

7 平成25年6月20日改正（異常に発達した低気圧への措置の追加を含む一部改正）

8 平成26年6月26日改正（安全措置要領一部改正）

9 平成27年6月19日改正（安全措置要領一部改正）

10 平成28年6月17日改正（安全措置要領一部改正）

11 平成29年6月16日改正（委員会業務等の一部改正）

12 平成30年7月10日改正（会員の追加）

13 令和元年6月12日改正（安全措置要領一部改正）

14 令和3年7月19日改正（安全措置要領一部改正）

15 令和4年3月7日改正（安全措置要領一部改正）

16 令和5年6月16日改正（伝達要領等一部改正）

17 令和7年6月20日改正（会員の削除）

18 令和8年6月17日改正（安全措置要領一部改正）

台風及び異常に発達した低気圧に関する安全措置要領

区 分	措 置
「警戒勧告」の発令（第一体制） ・<u>台風接近の場合</u> 風速 25m/s 以上の暴風域が 48 時間以内、又は風速 15m/s 以上の強風域が 24 時間以内に名瀬港に接近することが予測される場合。 ・<u>異常に発達した低気圧接近の場合</u> 奄美海域に海上暴風警報が発表された場合。	(1) 停泊船舶及び警戒勧告発令中に入港する船舶は、気象情報（台風、異常に発達した低気圧の動向等）に留意し乗組員の待機、機関の準備等の避難準備を整える。 (2) 港内で以下に従事するものは、中止の準備をする。 ・ 荷役 ・ 給油 ・ 港則法第 3 1 条に係る工事、作業 ・ 港則法第 3 2 条に係る行事 (3) 工事作業現場においては、資機材の流出防止等の措置を執る。
「避難勧告」の発令（第二体制） ・<u>台風接近の場合</u> 風速 25m/s 以上の暴風域が 24 時間以内に名瀬港に接近することが予測される場合。 ・<u>異常に発達した低気圧接近の場合</u> 奄美市に暴風警報が発表され、船舶に被害発生のおそれがある場合。	(1) 500 トン以上の在泊船舶は、速やかに港外へ避難する。 ただし、時間的に港外の安全な海域への避難が困難な船舶は、船長判断で、係留強化等必要な措置をとること。 (2) 港内で以下に従事するものは、中止する。 ・ 荷役 ・ 給油 ・ 港則法第 3 1 条に係る工事、作業 ・ 港則法第 3 2 条に係る行事
「警戒勧告」及び「避難勧告」の解除 ・<u>台風通過の場合</u> 勧告の解除は、気象庁から発表される台風進路予想及び現在位置等の情報により、名瀬港が台風の暴風域（25m/s 以上）圏外となり、名瀬港内が次第に平穏となることが予測され、名瀬港内の風速が 15m/s 未満となった場合 ・<u>異常に発達した低気圧通過の場合</u> 勧告の解除は、気象庁から発令された、奄美海域の海上暴風警報、奄美市の暴風警報が解除となり、名瀬港内が次第に平穏となることが予測され、名瀬港内の風速が 15m/s 未満となった場合	各船舶等は、引き続き気象庁の発表する台風等の気象情報に留意し、船長等の判断により、避難準備等を復旧し、あるいは入港する。

津波に関する安全措置要領

区 分	措 置
「警戒勧告」(第一体制) 奄美群島・トカラ列島海域に津波注意報が発表された場合。	(1) 大型船及び中型船 港外退避又は係留避泊。 (2) 小型船 陸揚げ固縛若しくは港外退避又は陸上避難。 (3) 港内で以下に従事するものは、中止する。 ・荷役 ・給油 ・港則法第31条に係る工事、作業 ・港則法第32条に係る行事
「避難勧告」(第二体制) 奄美群島・トカラ列島海域に津波警報、大津波警報が発表された場合。	(1) 大型船及び中型船 港外退避、ただし、時間的余裕が無い場合、係留避泊。 (2) 小型船 陸揚げ固縛若しくは港外退避又は陸上避難。 (3) 工事作業現場 津波の来襲に備え、可能な限り資機材等の流出防止措置を図り、速やかに安全な場所へ避難する。
「警戒勧告」「避難勧告」の解除 津波予報が解除され、名瀬港及びその周辺海域に被害のおそれなくなり港内の安全が確認された時期とする。	各船舶等は、避難準備等を復旧し、あるいは入港する。

津波来襲までの時間的余裕

有　　り：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合

無　　し：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合

大　型　船　：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

中　型　船　：大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小　型　船　：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

陸　上　避　難　：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。

港　外　退　避　：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する。（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）。

港　内　避　泊　：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する（小型船は流速の早い水域で津波、漂流物を避航）。

係　留　避　泊　：係留強化、機関の併用等により、係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避場所として乗船させることを考慮する）。

陸揚げ個縛　：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛する。

南海トラフ地震臨時情報発表時における安全措置要領

区 分	措 置
南海トラフ地震警戒強化（勧告） ・ 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合	避難準備に関する以下の警戒行動をとる。 ・ 避難に必要な支援体制の確保の確認。 ・ 港湾管理者の対応の確認（岸壁使用の制限等） ・ 荷役企業等、各関係者の対応の確認（荷役作業の制限等） ・ 奄美市地域防災計画の確認 ・ 必要に応じた自主避難の検討 ※ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の警戒措置が注意措置となった場合、本勧告を解除するものとする。
南海トラフ地震注意（注意喚起） ・ 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合 ・ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の警戒措置が注意措置となった場合。	避難準備に関する以下の確認行動をとる。 ・ 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の収集 ・ 連絡系統、避難方法、避難海域の確認

※ 本安全措置要領による「南海トラフ地震注意」・「南海トラフ地震警戒強化」発令中に、後発地震による津波警報等が発表された場合は、津波に関する安全措置要領対応に切り換える。

※ 先発地震による津波警報等が発令中に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合にあつては、津波に関する安全措置要領の対応を継続するものとし、本安全措置要領による対応を要しない。